

救急☆3分トレーニング

Vol. 20

救急課 高度救急研修センター



この「救急☆3分トレーニング」は、救急隊員が日ごろ疑問に思っていることや、知っているようで知らないこと、何となく他人に聞くのが恥ずかしいことなどを、分かりやすく、3分以内で解決するトレーニングです。新しい隊員さんだけでなくベテランさんも、出動の合間にササッと御覧いただき、今後の救急活動に役立ててください。

★救急の歴史…昭和61年消防法一部改正



昭和61年の消防法一部改正では、救急業務の対象が拡大されたこと及び救急隊員の行う応急の手当について法的根拠が明確にされました。

救急業務の対象拡大

事故以外の事由で政令で定めるものによる傷病者が加えられた。



『傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合において、放置すればその生命に危険が及ぶおそれのあるもの又はその症状が著しく悪化するおそれのあるもの。』を新たに救急業務の対象とした。

※ 参考…消防法 第2条第9項,
消防法施行令 第42条

救急隊員の行う応急の手当の明確化

救命効率の向上を図る上での救急隊員の行う応急の手当の重要性にかんがみ、救急業務には傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことが含まれることが明確にされた。

※ 参考…消防法 第2条第9項,
救急隊員の行う応急処置等の基準 第3条, 第4条, 第6条

この改正をきっかけに、救急活動における処置範囲の拡大へと繋がっていくのです。(つづく)